

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、2016年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

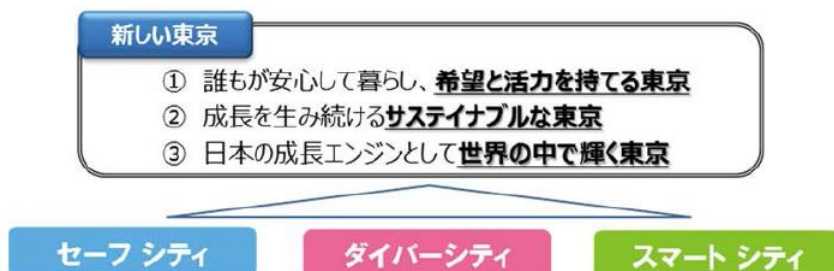


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

組織委員会は、東京2020大会のオリンピック競技大会を当初は2020年7月24日から8月9日まで開催し、また、パラリンピック競技大会を8月25日から9月6日まで開催する予定としていたが、オリンピック競技大会を2021年7月23日から8月8日まで、パラリンピック競技大会は2021年8月24日から9月5日までとする新開催日程を発表した。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2021年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2021年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

4.1 目 的

1964年の東京オリンピックは、日本が戦後復興をとげ、国際社会の舞台に復帰するシンボルであった。国家プロジェクトとして開催された本大会において、国立霞ヶ丘競技場はメインスタジアムとして使用され、その後、オリンピックのレガシーとして今日まで大切にされてきた。

しかしながら、それから半世紀が経過し、国立霞ヶ丘競技場は、経年による劣化が著しく、また、陸上トラックが8レーンであることなど国際大会を開催するのに支障が生じている状態である。

2011年12月の衆議院本会議及び参議院本会議において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を東京へ招致するため、「国を挙げて、必要となる支援や競技環境等その準備態勢を整備すべきである」ことが決議され、2013年9月7日、IOC総会において東京招致が決定された。ブエノスアイレスにおけるIOC総会プレゼンテーションにおいても、新国立競技場の建替えを政府として確約したところである。

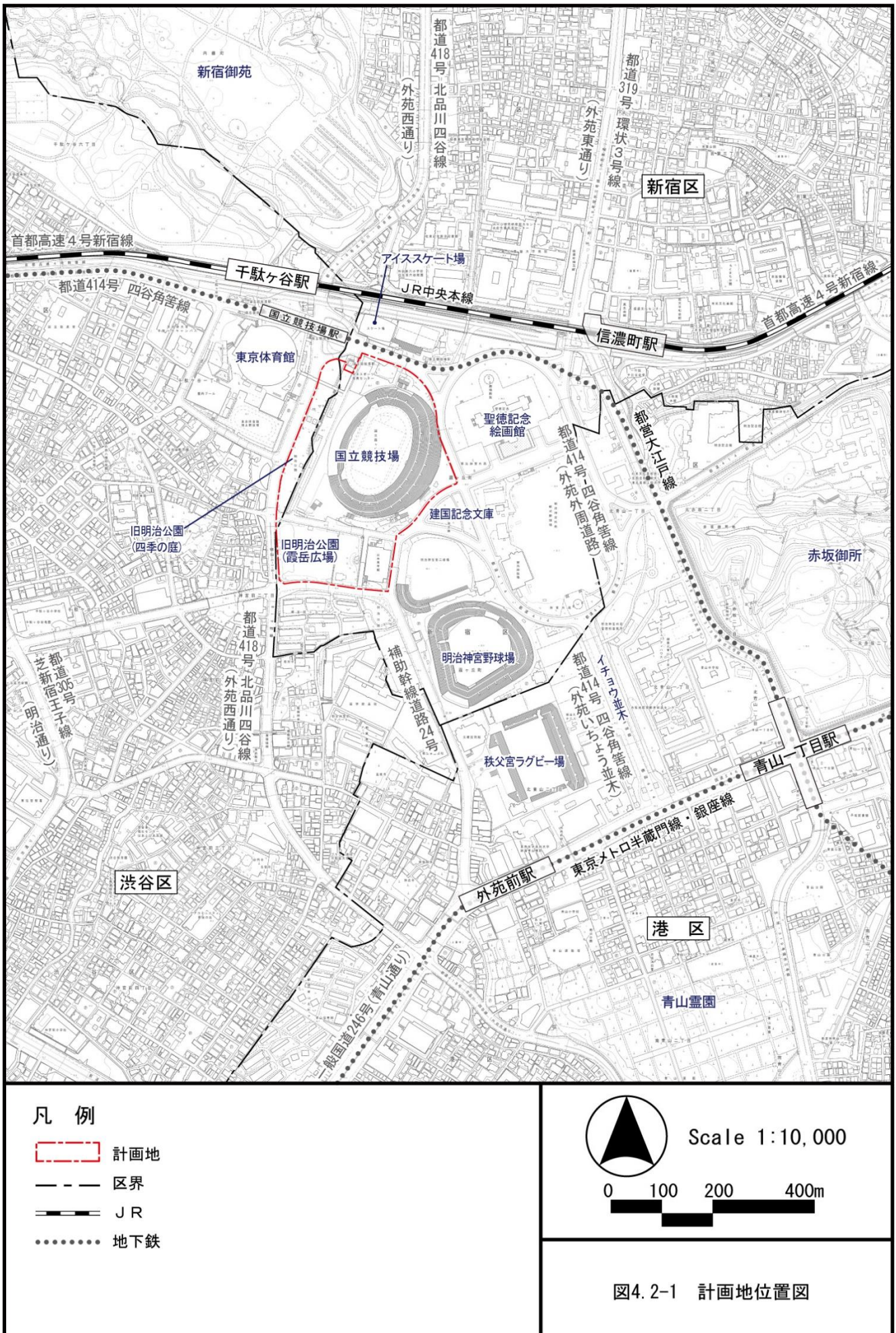
これらの背景には、2011年6月に制定されたスポーツ基本法がある。また、これに基づき、2012年に「スポーツ基本計画」が策定された。この計画において、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の1つとして、「オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」が掲げられており、この中で、(独)日本スポーツ振興センターは「国立霞ヶ丘競技場等の施設の整備・充実等を行い、オリンピック・ワールドカップ等の大規模な国際大会の招致・開催に対し支援する」とされており、新国立競技場の整備はいわゆるナショナルプロジェクトとして位置付けられている。

4.2 内 容

4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり新宿区霞ヶ丘町10番1ほか、渋谷区千駄ヶ谷一丁目15番1ほかであり、敷地面積は約109,800m²である。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



4. 新国立競技場(オリンピックスタジアム)の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 区界
- J R
- 地下鉄



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

写真4. 2-1 計画地周辺の航空写真

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

4.2.2 地域の概況

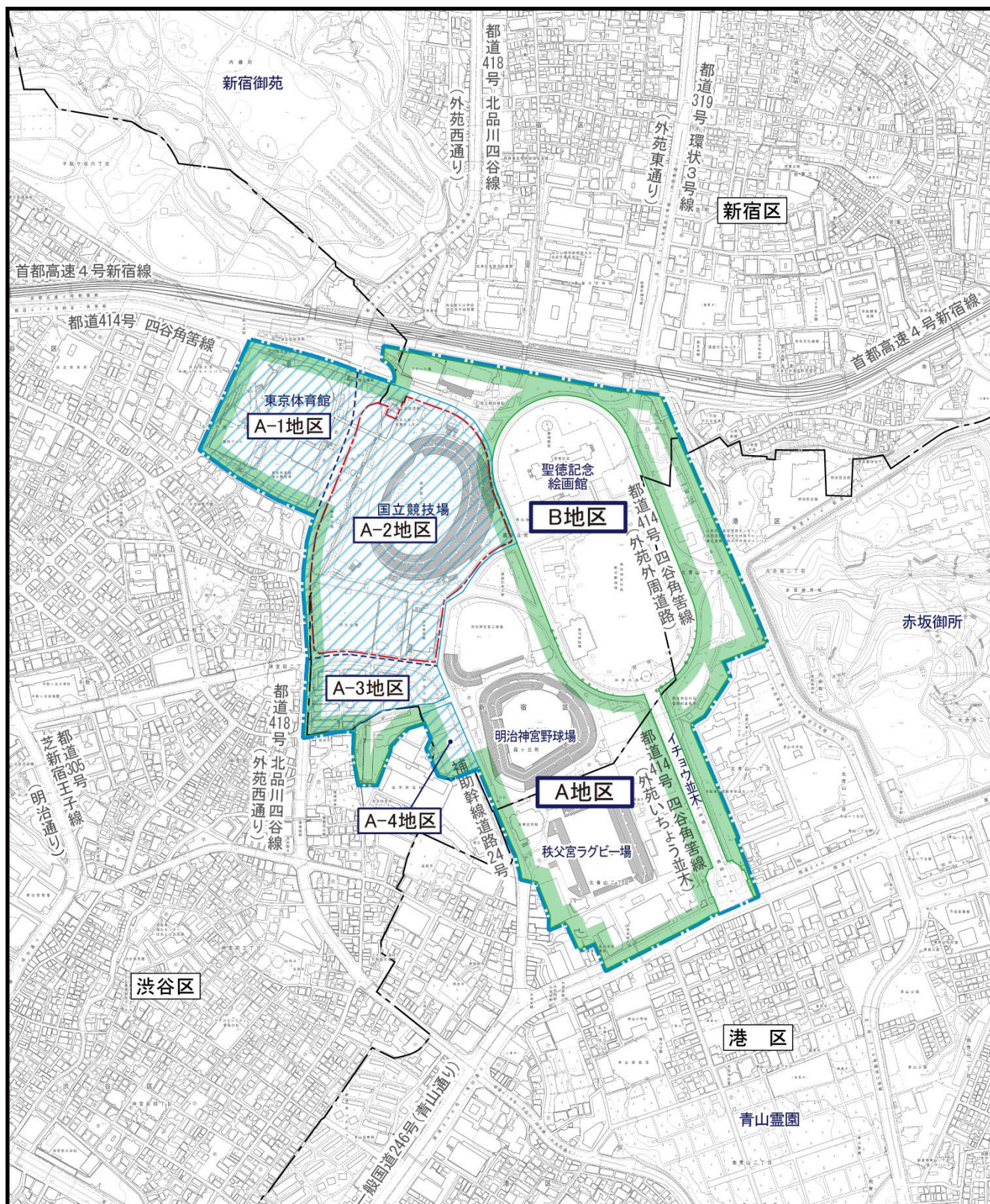
計画地は明治神宮外苑に隣接しており、周辺には明治神宮野球場、秩父宮ラグビー場、軟式野球・テニス場、アイススケート場、東京体育館等のスポーツ施設、聖徳記念絵画館や建国記念文庫等の芸術・文化施設が存在する。

明治神宮外苑は、明治天皇とその皇后、昭憲皇太后のご遺徳を永く後世に伝えるために、全国国民からの寄付金と献木、青年団による勤労奉仕により、聖徳記念絵画館を中心に、体力の向上や心身の鍛錬の場、また文化芸術の普及の拠点として、憲法記念館（現明治記念館）等の記念建造物と、陸上競技場（旧国立霞ヶ丘競技場）・神宮球場・相撲場などのスポーツ施設が旧青山練兵場跡に造営され、1926年（大正15年）10月に明治神宮に奉献された。

「東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画」（平成25年6月 東京都）によると、本地区は大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と外苑の樹林による豊かな自然環境を有しており、1964年の東京オリンピックの主会場となった旧国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であるとしている。同計画では、図4.2-2に示すとおり計画地及びその周辺の明治神宮外苑は、聖徳記念絵画館等を除き再開発等促進区に区域され、地区整備計画として旧国立霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路公共施設の再編整備を図るとされている。

また、明治神宮外苑一帯は、「明治神宮内外苑付近風致地区」に指定されているほか、「東京都景観計画」（平成23年4月 東京都）では、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物として、聖徳記念絵画館を中心とした眺望が保全されるよう、周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とした景観誘導区域が指定されている。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



凡 例

- | | |
|---|---|
| 計画地 | 地区計画の区域 |
| 区界 | 再開発等促進区の区域 |
| | 地区区分界 |
| | 地区整備計画の区域 |



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図4.2-2

神宮外苑地区地区計画

4.2.3 事業の基本構想

(1) 計画の基本方針

新国立競技場（オリンピックスタジアム）は、すべてのアスリートが最高の力を発揮し、世界中に感動を与え、東京 2020 大会を成功に導く場となり、そのよい遺産として、後世の人々に長く愛され活用される施設となることが望まれる。

そのため、下記に示す事項を施設整備のコンセプトとしている¹。

- ① 人にやさしく、誰もが安心して集い、競技を楽しむことができるスタジアム
 - ・世界最高のユニバーサルデザインを導入した施設を目指す。
 - ・競技者と観客とが一体感のある空間を作り出し、競技者の最高の力を引き出す。
- ② 周辺環境と調和し、最先端の技術を結集し、我が国の気候・風土・伝統を現代的に表現するスタジアム
 - ・豊かな緑とともに、スポーツクラスターの中心を作り出す。
 - ・日本の伝統的文化を現代の技術によって新しい形として表現する。
- ③ 地域の防災に役立ち、地球全体の環境保存に貢献するスタジアム
 - ・災害時の避難及び救援、地球全体の環境負荷の軽減に貢献する。

¹ 出典：「新国立競技場整備事業 業務要求水準書」（平成27年9月 （独）日本スポーツ振興センター）

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

新国立競技場（オリンピックスタジアム）の配置計画図、断面計画図及び完成予想図は、図 4.2-3～図 4.2-5 に、完成時の外観は、写真 4.2-2 に示すとおりである。なお、敷地面積、建築面積、延床面積及び最高高さについては、設計の進捗に伴い見直しが行われており、評価書時点より数値は低くなっている。

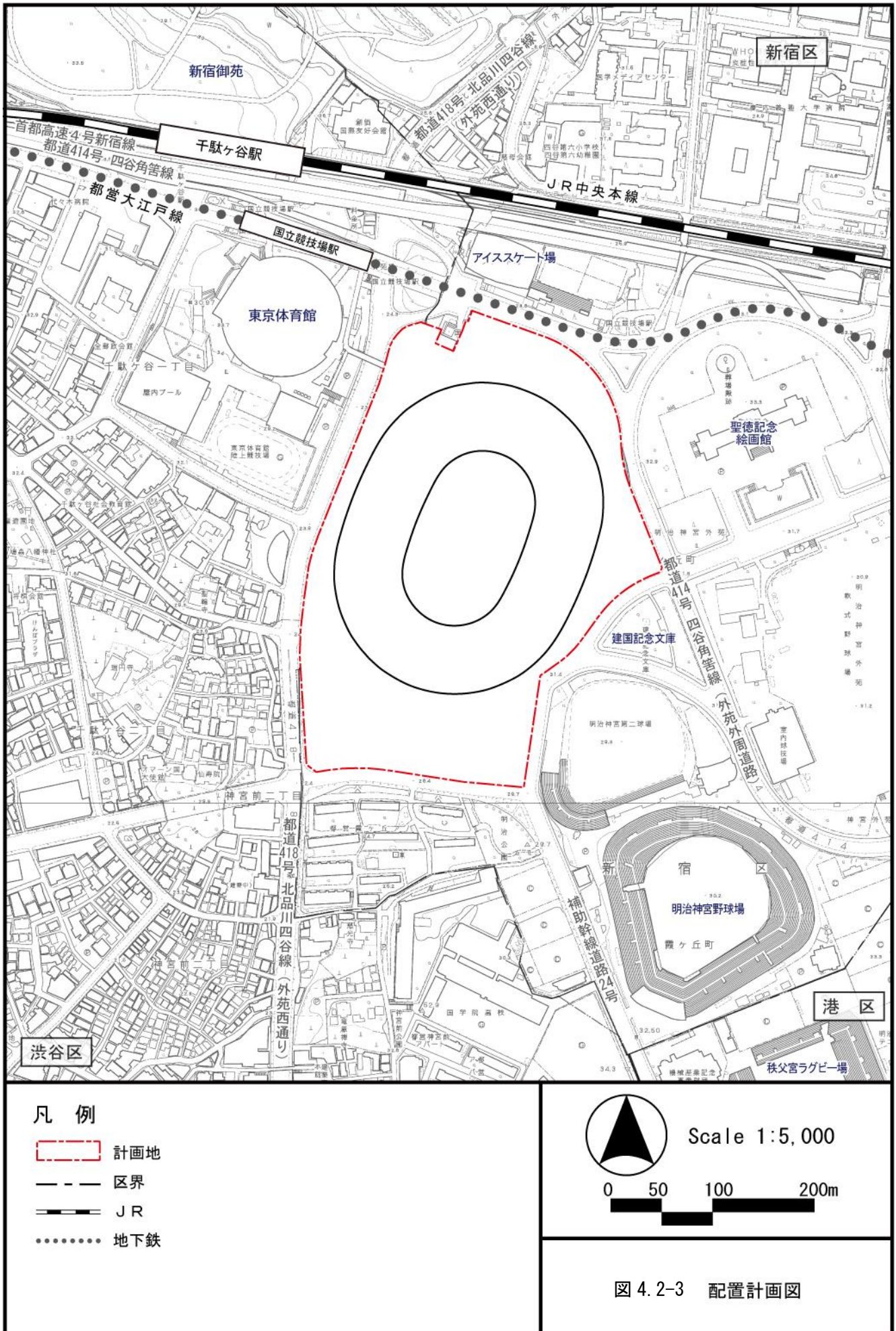
表4.2-1 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の概要

項目	概 要
敷地面積	約 109,800m ² [約 113,000m ²]
建築面積	約 69,600m ² [約 72,400m ²]
延床面積	約 192,000m ² [約 194,000m ²]
最高高さ	約 47m [約 50m]
階数	地上5階、地下2階
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
駐車台数	305台 [約300台]

注) (独)日本スポーツ振興センターの公表資料「新しい国立競技場の竣工について」(令和元年 11 月 29 日)等を基に作成。

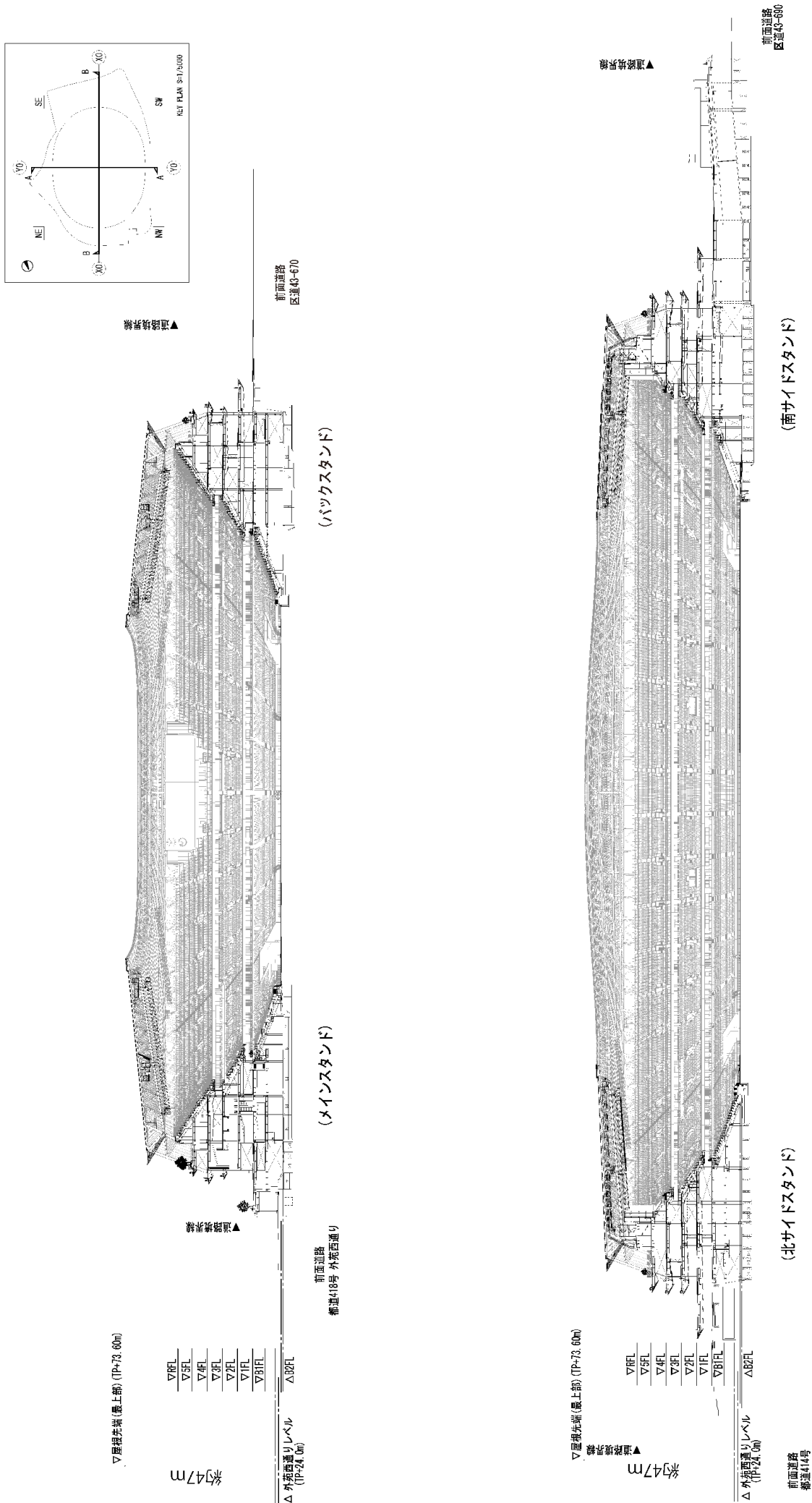
[]内は変更前の数値を示す。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



注) 「新国立競技場整備事業 技術提案書」(新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成 27 年 11 月)を基に作成。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成27年11月）を基に作成。

図 4.2-4 断面図

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



東京2020大会時 南東鳥瞰



東京2020大会後30年 南東鳥瞰

出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同
企業体 平成27年11月）

図4.2-5 イメージ図

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



写真4.2-2 オリンピックスタジアムの外観

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

工事の完了後に計画建築物に出入する自動車の主な走行経路(想定 of 走行ルート)は、図 4.2-6 に示すとおりである。また、発生集中交通量は、旧国立霞ヶ丘競技場の年間平均利用者数や計画建物の用途等を踏まえ表 4.2-2 に示すとおり平日 660 台/日と想定した。

なお、交通処理計画等については、今後、現況交通量や将来予測交通量等を踏まえて、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行い決定される。

なお、東京 2020 大会における関連車両交通量については、現時点では未定である。

表4.2-2 発生集中交通量(関連車両交通量)

項目	小型車	大型車	合計
発生集中交通量 (関連車両交通量)	100台/日	560台/日	660台/日

注 1) (独)日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき東京都が想定。

2) 発生集中交通量は、平常的な利用では観客規模が変わっても発生集中交通量は増加せず、新たに導入が検討されている集客機能について「大規模開発地区関連交通計画マニュアル(改訂版)」(平成 26 年 6 月 国土交通省都市局都市計画課)に基づく発生集中交通量を考慮した。

(3) 駐車場計画

自動車駐車場は、計画地の地下 1 階及び地下 2 階に駐車場を設けた。駐車場台数は合計で 305 台整備した。

地下駐車場の換気は、機械による強制換気方式を採用し、排気口の設置位置は、図 4.2-7 に示すとおりである。

(4) 駐輪場計画

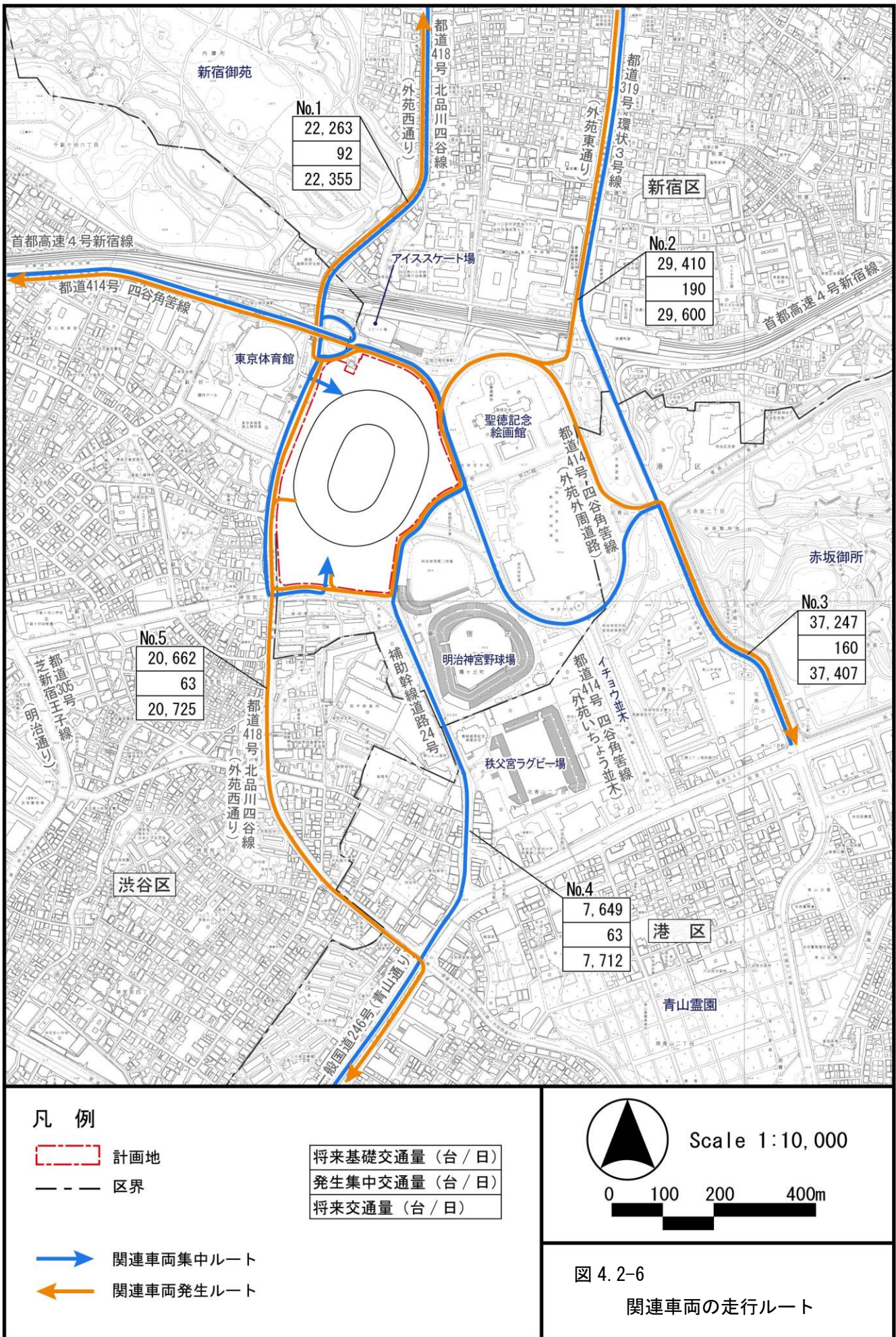
駐輪場は、90 台程度を確保した。また、バイク駐車場は、20 台程度を確保した。

(5) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地及び施設周辺における歩行者の出入動線は、図 4.2-8(1)に示すとおりである。

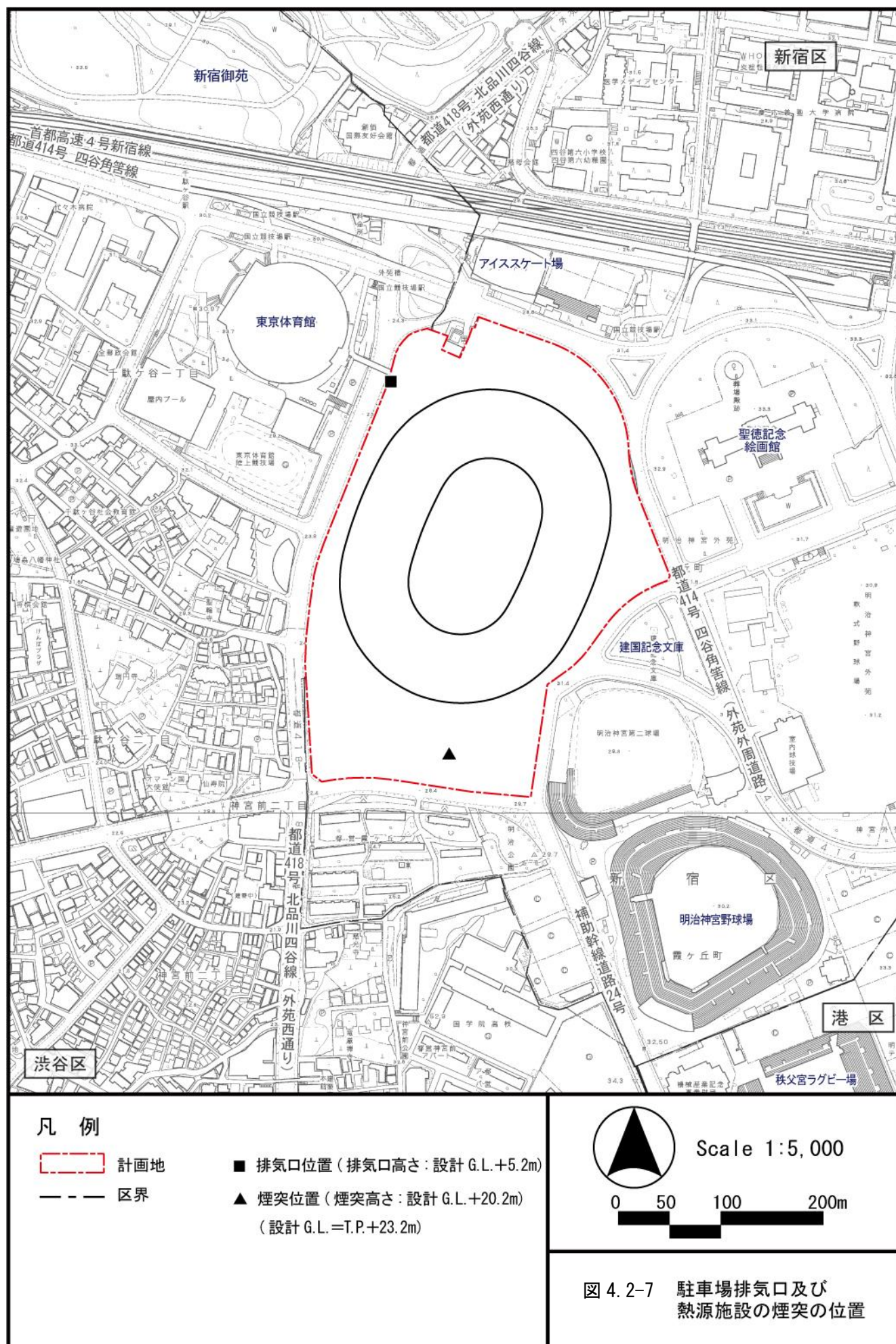
また、計画地への歩行者アクセス経路及び計画地内の動線計画は、図 4.2-8(2)に示すとおりである。計画地内の外構部については、オープンな通路空間として提供するとともに、敷地内の勾配は概ね 1/50~1/100 程度とし、安全なアクセス環境を実現した。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



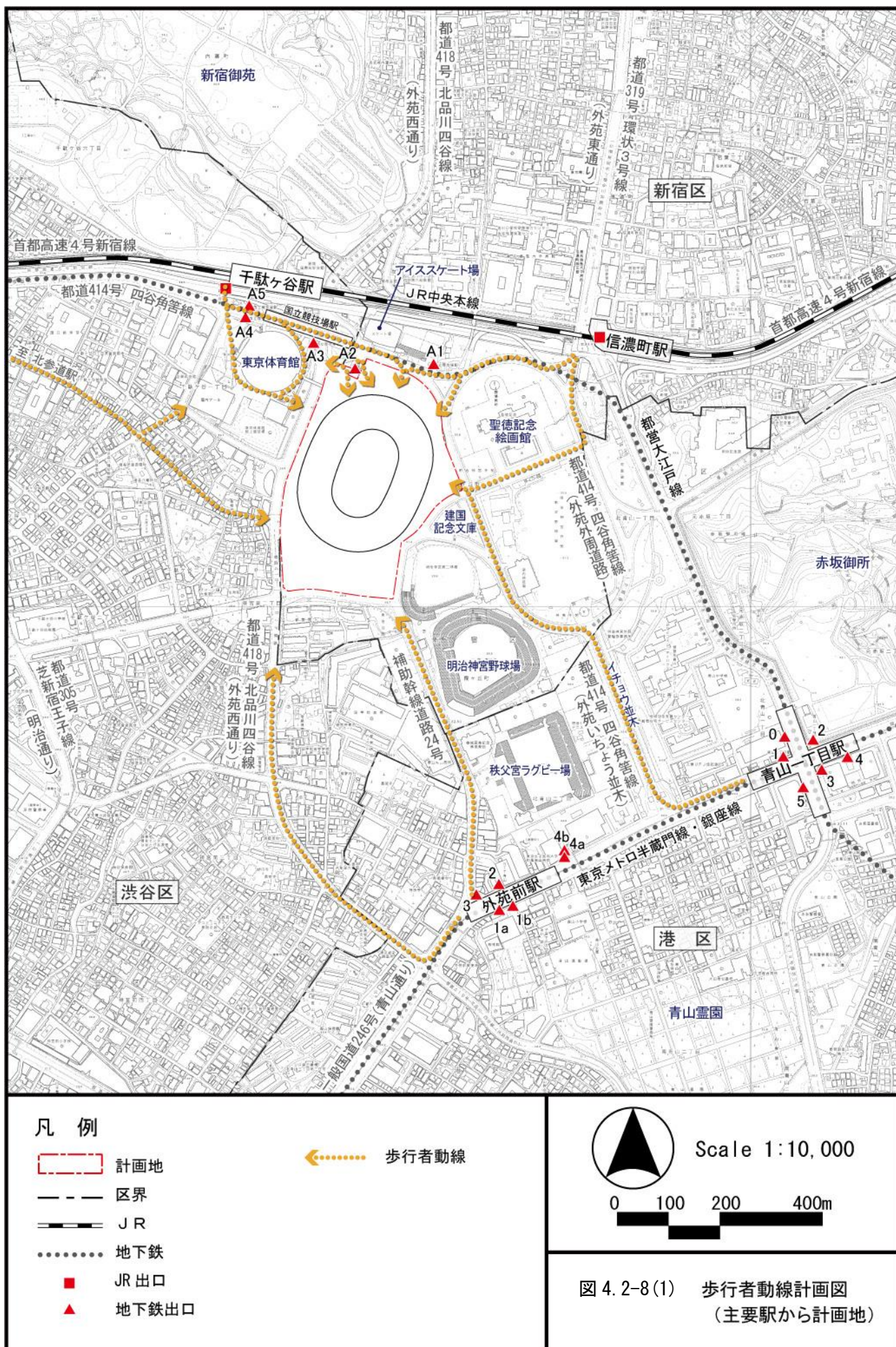
注) 図中の走行ルートは、東京都が想定した走行ルートを示す。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



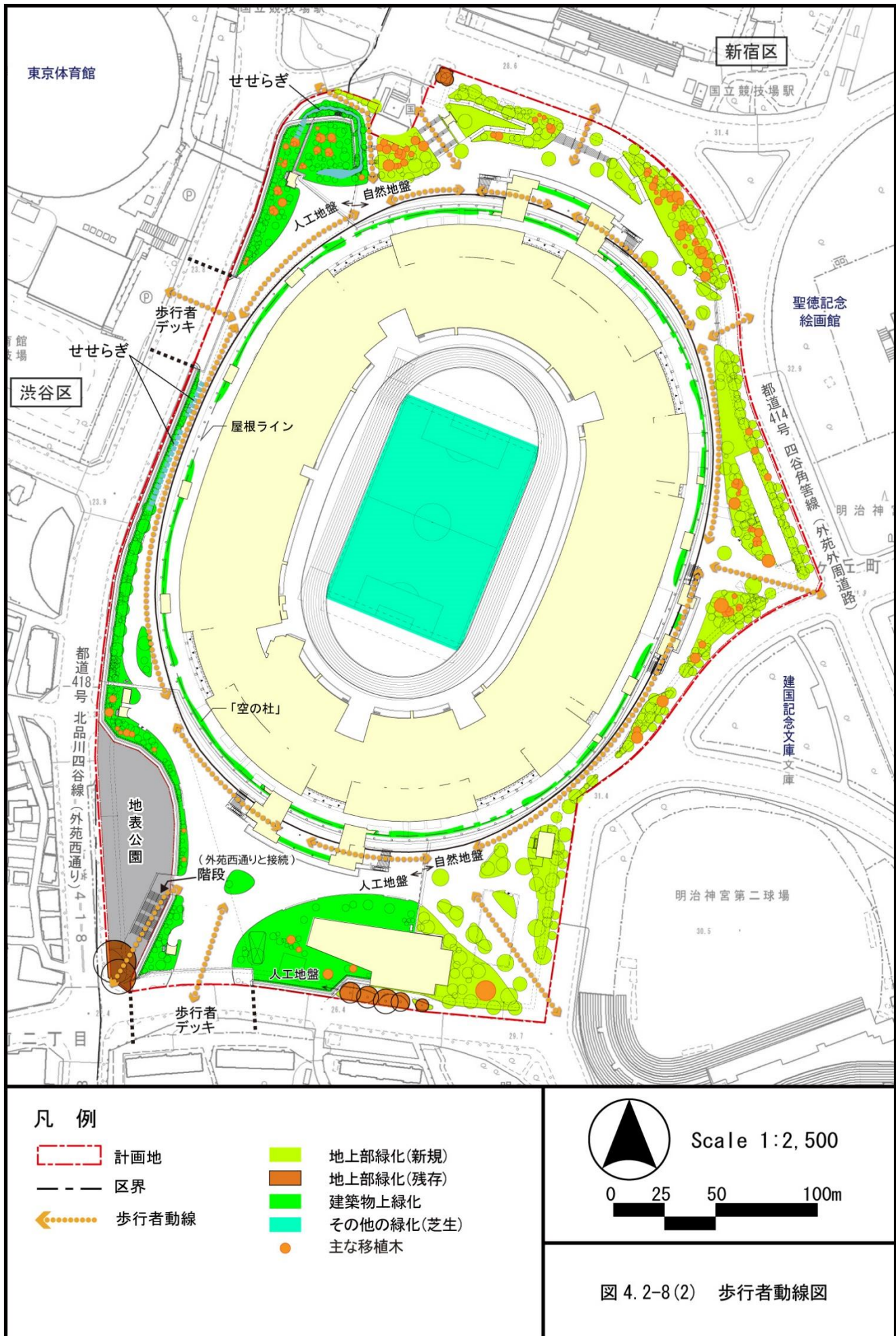
注) (独) 日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき作成。

4. 新国立競技場(オリンピックスタジアム)の計画の目的及び内容



注) 図中の歩行者動線は、東京都が想定した動線を示す。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



(6) 設備計画

上水は、公共水道から供給を受け、排水は、公共下水道に放流する。トイレ洗浄水及び植栽・芝散水及び屋外地盤散水は、上水と屋根にて集水した雨水をろ過、減菌処理した処理水（中水）を使用する。また、植栽散水への水源として計画地の「大地の杜」の南東側1箇所（図4.2-11（p.20参照））に井戸を設置（取水深度：約100m、揚水量：平均10m³/日、最大20m³/日）し、揚水量及び掘削深さの制限内で周辺の水環境に悪影響を与えない範囲で井水を使用する。

電力は、本線・予備電源方式（本線の変電所とは異なる変電所からも引き込む方式）を採用した。また、保安用発電設備（2,250kVA以上×2台）を設置し、イベント開催時の電力量ピークカットを図る。また、太陽光発電設備（24.66kW（パネル面積385.31m²））や非常用発電機（2,500kVA）を設置した。発電設備排気ガスの煙突位置は、図4.2-7（p.16参照）に示したとおりである。

新国立競技場（オリンピックスタジアム）全体の施設概要は、図4.2-9に示すとおりであり、屋根先端への建材一体型高効率結晶系シーソー太陽電池モジュールの設置による自然・未利用エネルギーの積極的な導入、外構部への保水性舗装やウォーターミストの設置、日射反射率の高い屋根塗装等により、屋外温熱環境を改善した。また、図4.2-10に示すとおり、「風の太鼓」や各階の通風開口から屋外の風を観客席に取り込み、自然通風による温熱環境を改善した。

その他、以下のような設備等の導入により、計画全体でCASBEE² Sランク、PAL*低減率³25.15%、「東京都建築物環境配慮指針」の改定に鑑みERR⁴31.62%とした。

- ・ トップライト採用による補光設備の運転時間の低減
- ・ スタンド各層及びメイン、バック、サイドの各客先ゾーン毎の設備系統の分離
- ・ 個別空調方式による中央熱源稼働の低減
- ・ 次世代型 BEMS（Building Energy Management System）の導入
- ・ 待機電力及び変圧器無負荷損失の削減
- ・ 空調対象室の利用状況を踏まえた適切な空調・熱源計画
- ・ 各空調システムへの省エネルギー技術の導入
- ・ 大空間における換気量制御

(7) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行った。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（平成11年新宿区条例第51号）及び渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例（平成11年渋谷区条例第36号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとしている。

² CASBEE（建築環境総合性能評価システム）：建築物の環境性能で評価し格付けする手法

³ PAL*低減率：建物の断熱・遮熱性能を単位面積当たりの熱負荷で示す指標

⁴ ERR：設備システム全体のエネルギー利用の低減率

出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成27年11月）

–20–



図4.2-11 水循環システムイメージ

出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成27年11月）

(8) 緑化計画

緑化計画は、都内の緑のネットワークの核である明治神宮外苑の一部として、周辺の緑との調和を図るとともに明治神宮外苑の造営時の思想を継承する樹木の濃い緑に囲まれた都市に開かれた緑を形成することを基本方針としている。

そのため樹種は、表 4.2-3 に示すとおり、計画地の潜在自然植生⁵や代償植生⁶の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図るとともに、大地に植栽することで将来的に大きくボリュームある杜の創出を図る。

また、図 4.2-12 に示すとおり、緑化面積約 14,000m²の「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図る。「深緑の杜」では、神宮外苑の“持続的な森”を意識し、スダジイなど計画地の潜在自然植生（スダジイ・ヤブコウジ群集）の構成種を中心に落葉高木を組み込みながら、常落混交の階層構造をつくる。「大樹の里庭」では、里の景観として、計画地の代償植生（コナラ・クヌギ群集）の中から、古来より日本で親しまれてきた大樹（ケヤキ、ムクノキ、エノキ等）を地植えし、大きく育てる計画としている（図 4.2-14 参照）。「水辺の里庭」では、落葉樹やペデストリアンデッキの下部に循環水を水源とする水辺（せせらぎ）を配して、彩り豊かな里庭とし、自然と親しむ憩いの空間とした。ペデストリアンデッキ上部は、人工地盤上のため大木の植栽は避け、モミジ等の落葉樹で四季を演出し、ソヨゴ等の常緑樹で周辺建物への視線を防ぐとともに、せせらぎ沿いはミソハギ等の水生植物で彩を添える計画としている（図 4.2-14 参照）。植栽樹種は、移植木を敷地内で活用し、3つのゾーンの植生や樹林構成に合った樹種や大きさを選んで配置した。

計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる緑化面積約 1,300m²の空中の庭園を整備した。

緑化面積は、表 4.2-4 に、緑化図は、図 4.2-15 に示すとおり、東京都風致条例(昭和 45 年東京都条例第 36 号)及び新宿区みどりの条例(平成 2 年新宿区条例第 43 号)に基づく緑化基準のほか、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」(平成 25 年 4 月 東京都都市整備局)に基づき「新しい都市づくりのための都市再開発諸制度活用方針」における緑化基準を上回ることをとした。

なお、一部の緑化については、大会開催後に行う予定である。

⁵ 潜在自然植生：人間によって伐採や植林等の手が加えられていない植生を自然植生といい、人間の影響がなくなった場合に、気候や立地条件から成立するであろう自然植生を理論的に類推したものを潜在自然植生という。

⁶ 代償植生：さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-3 移植木リスト

樹種（常緑樹）	潜在自然植生との合致	樹種（落葉樹）	代表的な代償植生との合致
アカガシ	◎	アキニレ	
キンモクセイ		イヌシデ	◎
クスノキ		イロハモミジ	○
クロガネモチ		エゴノキ	◎
クロマツ		コナラ	◎
サカキ	◎	ヤマザクラ	◎
サザンカ	○	ヤマボウシ	○
サンゴジュ	○		
シラカシ	◎		
スダジイ（シイノキを含む）	◎		
タイサンボク			
タブノキ	◎		
ツバキ（ヤブツバキとして）	◎		
ヒサカキ	◎		
モチノキ（モチを含む）	◎		
モッコク	◎		

出典：「新国立競技場（仮称）整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成27年11月）を基に作成。（（独）日本スポーツ振興センターへのヒヤリングにより一部修正）

注1) 潜在自然植生はスダジイ・ヤブコウジ群集、代償植生はコナラ・クヌギ群集を構成する樹種

2) ◎：植生を構成する樹種のうち代表的なもの

○：植生を構成する樹種

無印：いずれの植生にも属さない移植樹木

表4. 2-4 計画緑化面積及び必要緑化面積

基準等	計画緑化面積	必要緑化面積
東京都風致地区条例	約11,800m ²	10,977m ²
新宿区みどりの条例	約24,000m ²	21,954m ²
東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準	約7,300m ²	4,949m ²

注1) (独) 日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づく。

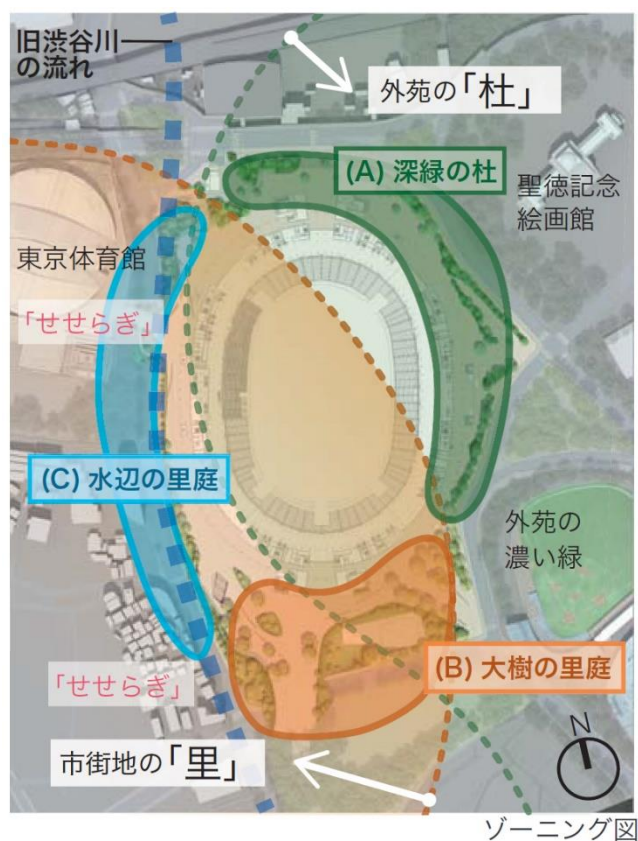
2) 計画緑化面積は、基準等により算定対象や算定方法が異なるため、計画緑化面積は一致しない。

東京都風致地区条例：残存樹木＋接道部緑地＋地上部緑地＋屋上部緑地＋壁面緑地

新宿区みどりの条例：地上部緑化(残存樹木＋新規樹木)＋建築物上緑化(屋上緑化＋壁面緑化)＋芝生

東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準：残存樹木＋地上部緑化＋屋上部緑化＋壁面緑化

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成27年11月）

図4.2-12 緑化ゾーニング図



出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成27年11月）

図4.2-13 「大地の杜」、「空の杜」構成イメージ



「大樹の里庭」(30年後の姿)

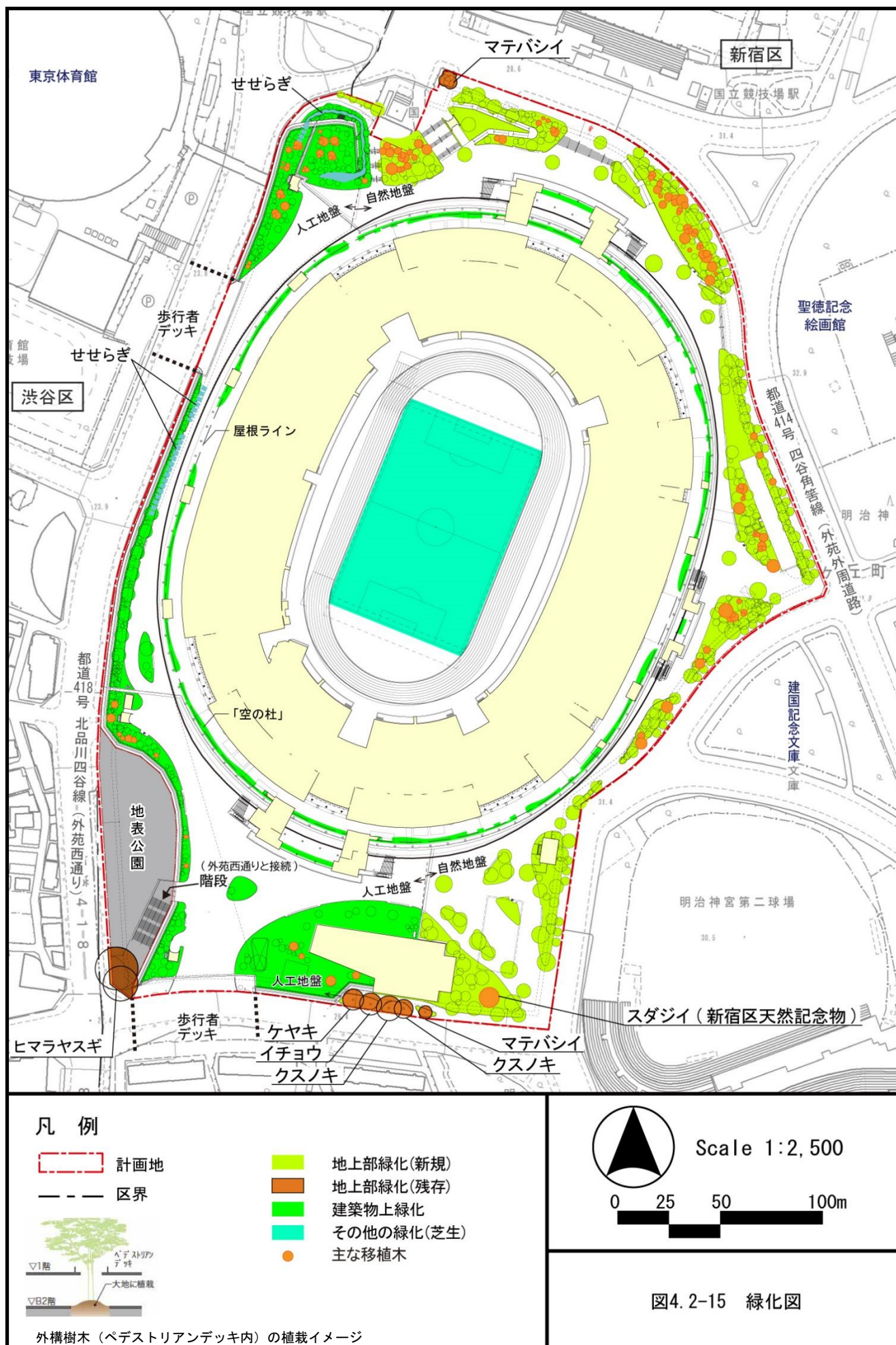


「空の杜」からの眺望

出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成27年11月）

図4.2-14 イメージ図

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



注) ただし、図中の「地表公園」については、大会後に整備。

4.2.5 施工計画

(1) 工事工程

本事業に係る全体工事期間は、2016年10月から2019年11月にかけて、準備工事は2か月間、本体工事は36か月間の工期を要した。工事工程は、表4.2-5に示すとおりである。

なお、外構工事の一部の緑化については大会開催後に予定している。

表 4.2-5 全体工事工程

工種/工事月		-2	6	12	18	24	30	36
準備工事		■						
本体工事	山留工事		■					
	土工事(掘削工事)		■	■	■	■		
	基礎工事			■	■			
	地下・地上躯体工事			■	■	■	■	
	仕上工事				■	■	■	■
	外構工事						■	■

注) (独)日本スポーツ振興センターのヒヤリングにより作成。

(2) 施工方法の概要

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い(高さ約3m)を設置し、仮設事務所の設置等を行った。

2) 山留工事

山留には工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性・剛性の高い工法を用いた。外周はSMW工法(ソイルセメント柱列壁工法)を用い、内部段差は親杭横矢板工法を用いた。これらの山留壁は周辺地域の地下水位低下と地盤沈下を防止するため、上総層まで構築した。また、地下水はディープウェル工法で排水した。

3) 土工事(掘削工事)

とりこわし後の整地面(T.P.⁷+25m程度)からT.P.+18.7m程度(2次掘削床付けレベル)まで掘削を行った。掘削はバックホウを使用し、発生土はT.P.+28m程度とT.P.+30m程度レベルの構台よりテレスコップ等を使って、ダンプトラックに積み込んで搬出した。

4) 基礎工事

基礎構造は直接基礎とする計画である。根切工事完了後、計画建築物の基礎を構築した。

5) 地下・地上躯体工事

基礎工事完了後、順次上階に向けて構築した。各階の構築は、鉄骨工事、鉄筋コンクリート工事及びPCa段床設置工事を順次実施した。材料の荷揚げには、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて行った。

6) 仕上工事(内装・設備工事、外装工事)

躯体工事の完了した階から順次内装建具等の仕上工事を実施した。仕上材料の荷揚げには、建物内の仮設エレベータ等を使用した。また、屋根鉄骨完了エリアより、金属屋根及びトップライト等の取付工事を実施した。

⁷ T.P. : 土地の高さ(標高)をあらわすもの。東京湾の平均海面の高さを基準(T.P.+0m)とする。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

7) 外構工事

建物周辺の植栽、舗装等の外構工事は、主に躯体工事完了後に実施した。

8) 仮設工事

本事業の竣工後、東京 2020 大会の開催にあたり、大会仮施設設置工事として、大会関連用の仮設工作物（ユニットハウス、プレハブ、テント、コンテナ、トイレ等）の設置や設備工事等を行う計画である。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-16 に示すとおりである。

計画地周辺の道路の状況を踏まえ、工事用車両は、都道 319 号環状三号線（外苑東通り）及び都道 418 号北品川四谷線（外苑西通り）を通り、計画地へ出入場した。使用する工事用車両の出入口には、交通整理員を配置し、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮した。

工事用車両台数のピークは、工事着手後 6 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 1,333 台/日、小型車 124 台/日、合計 1,457 台/日である。

(4) 建設機械

各工種において使用した主な建設機械は、表 4.2-6 に示すとおりである。

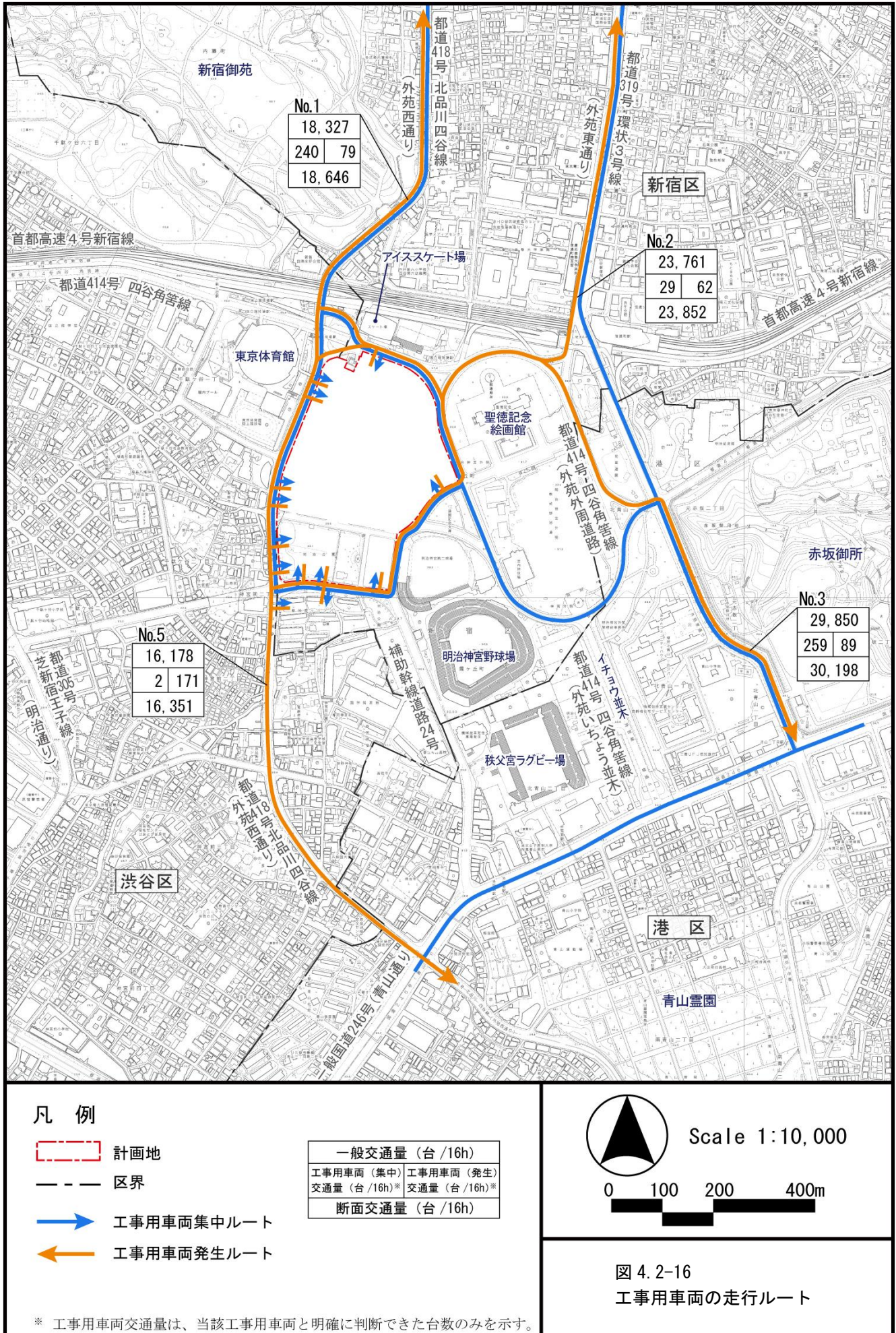
工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、効率的な施工計画を立案し、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努めた。

表4.2-6 主な建設機械

工 種	主な建設機械
準備工事	バックホウ、ラフテレーンクレーン
山留工事	SMW重機、アボロン、バックホウ、ラフテレーンクレーン
土工事(掘削工事)	バックホウ、テレスコクラム
基礎工事	バックホウ、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、コンクリートポンプ車
地下・地上躯体工事	ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、タワークレーン、コンクリートポンプ車
仕上工事	ラフテレーンクレーン、クローラクレーン
外構工事	ブルドーザ、バックホウ、ラフテレーンクレーン、アスファルトフィニッシャ、コンクリートポンプ車

注) (独)日本スポーツ振興センターへのヒヤリングに基づき東京都が想定。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容



4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

4.2.6 供用の計画

本事業の計画建築物は、2019年11月30日に竣工した。

なお、現時点では、一般の供用は開始されていない。

4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「新宿区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表4.2-7(1)～(17)に示しておりである。

表4.2-7(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	・スマートエネルギー都市の実現 ◆省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進 ◆再生可能エネルギーの導入拡大 ◆水素社会実現に向けた取組	・熱源は、環境性能などから電気・ガス熱源のミックス方式を採用した。一方で防災性能が求められる空調室には、常用発電機による保安電源で運転可能な空冷ヒートポンプエアコンを採用（一部にGHP採用）した。 ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、屋根先端に建材一体型高効率結晶系シーソー太陽電池モジュールを設置し、発電した電力を本施設のベース電力として利用する。
	・3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆「持続可能な資源利用」の推進 ◆静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進 ◆災害廃棄物対策の強化	・配管ピットが不要な範囲にマットスラブを採用し、掘削土量を抑制した。 ・フィールド床付レベルを高くすることで、掘削残土の縮減を図った。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土については、一部を計画地内の埋戻し土等に利用した。 ・建設発生土を場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認の上、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行った。 ・建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行った。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、全量を種類別に再資源化施設に搬出し、再資源化を図った。建設廃棄物は、運搬・処分許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。 ・新宿区の分別方法に従い、古紙（段ボールを含む。）、びん、缶、ペットボトルは、資源として分別回収を行う計画としている。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用するよう努めた。 ・基礎底盤に高炉セメントを採用する他、建物の内外部に積極的に木材を使用し、選定する木材は、森林認証を得た森林から調達を行った。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-7(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	・自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆生物多様性の保全・緑の創出 ◆生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	・計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹木の一部を保存した。 ・新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行った。 ・施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況であったが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、新国立競技場（オリンピックスタジアム）の緑化樹として活用した。 ・既存樹移植により現状の植物相及び植物群落の保全を図るとともに、地上部緑化等により約24,000m²の緑化を行った。 ・樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としている。 ・計画地内に整備する人工地盤上には、既存樹のうち活着の良い落葉樹を中心として移植した。 ・聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出、広いオープンスペースの南側は、大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出する計画としている。
	・快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆大気環境等の更なる向上 ◆化学物質による環境リスクの低減 ◆水環境・熱環境の向上	・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用した。 ・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置した。 ・燃料には排気ガス中の汚染物質濃度が低い都市ガスをを用いる計画としている。 ・掘削工事に当たっては、掘削範囲の周囲に山留壁を設置した。山留壁には、剛性及び遮水性の高いSMWを採用した。 ・計画地の「大地の杜」の東側の自然地盤部分には、浸透トレンチ等を設置することにより地下水涵養能を確保した。 ・雨水流出抑制計画書を新宿区に提出し、浸透と貯留による方法で抑制対策を行うこととした。 ・水の有効利用促進要綱に基づき、雑用水利用・雨水浸透計画書を提出した。雑用水利用施設及び雨水浸透施設の計画、構造、管理等については、関係法令等の規定に従い適正に行った。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-7(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	・快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆大気環境等の更なる向上 ◆化学物質による環境リスクの低減 ◆水環境・熱環境の向上	・植栽散水への水源として計画地の「大地の杜」の東側1箇所に井戸を設置(取水深度:約100m、揚水量:平均10m³/日、最大20m³/日)し、揚水量及び掘削深さの制限内の周辺の水環境に悪影響を与えない範囲で井水を使用する。散水された水は、浸透し、再び地下へと循環させる計画としている。 ・計画地内は、外構部に緑地、水面、保水性舗装及びウォーターミストの設置等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行った。
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (平成25年7月)	・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させた。
緑の東京計画 (平成12年12月)	・既成市街地の再開発などにより生み出される公開空地の効果的な確保により、緑地の創生を図る ・建物の建て替え時などに、屋上等の緑化などを進める	・計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹木の一部を保存した。 ・新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行った。 ・施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況であるが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、新国立競技場（オリンピックスタジアム）の緑化樹として活用した。 ・既存樹移植により現状の植物相及び植物群落の保全を図るとともに、地上部緑化等により約24,000m²の緑化を行った。 ・樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としている。 ・計画地内に整備する人工地盤上には、既存樹のうち活着の良い落葉樹を中心として移植した。 ・聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出、広いオープンスペースの南側は、大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出する計画としている。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-7(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	- 道路整備などにあわせ、厚みと広がりをもった緑の満ちる空間が連続する「環境軸」の形成・展開 - 屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で合計400haの緑を創出	- 計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹木の一部を保存した。 - 新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行った。 - 施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況であるが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、新国立競技場（オリンピックスタジアム）の緑化樹として活用した。 - 既存樹移植により現状の植物相及び植物群落の保全を図るとともに、地上部緑化等により約24,000m²の緑化を行った。 - 樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としている。 - 計画地内に整備する人工地盤上には、既存樹のうち活着の良い落葉樹を中心として移植した。 - 聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出、広いオープンスペースの南側は、大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出する計画としている。
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	- 主たる都市施設と周知のまちづくりにより形成されるみどり豊かで広がり厚みを持った良好な空間の創出 - みどりの拠点と軸に顔を向けたみどりの空間創出誘導	- 計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹木の一部を保存した。 - 新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行った。 - 施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況であるが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、新国立競技場（オリンピックスタジアム）の緑化樹として活用した。 - 既存樹移植により現状の植物相及び植物群落の保全を図るとともに、地上部緑化等により約24,000m²の緑化を行った。 - 樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としている。 - 計画地内に整備する人工地盤上には、既存樹のうち活着の良い落葉樹を中心として移植した。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-7(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	- 主たる都市施設と周知のまちづくりにより形成されるみどり豊かで広がりと厚みを持った良好な空間の創出 - みどりの拠点と軸に顔を向けたみどりの空間創出誘導	聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出、広いオープンスペースの南側は、大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出する計画としている。
東京都景観計画 (2016年1月改定版) (平成28年1月)	- 都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成 - 交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展 - 歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上	- 最大6万人収容可能な観客席をコンパクトに配置し、フラットな屋根架構により建物高さを約47mとし、周辺の景観に調和するよう配慮した。 - 最外周柱の最上部を内側に傾斜させて、周辺の圧迫感を軽減した。 - 日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とした。 - 屋根の庇や軒庇の見上げ部は全周を連続した縦格子で仕上げた。外壁を「面」ではなく「線」で構成することにより、「和」を想起させる繊細な陰影が周囲の木々に溶け込み、長大な屋根や壁面による圧迫感を軽減させた。 - 軒庇の連続した縦格子により、日本建築の要素である垂木を想起させる外観を形成した。水平方向にも高さ方向にも展開した「繰り返しの構成」により、日本らしさをより強調した。 - 外周の低層部は水平に伸びる軒庇と鉛直柱の構成とし、軸組によって生まれた、陰影のある印象的な日本らしい外観とした。 - 各軒庇上部にはブランターを配置し、日本の野草など四季を感じることが可能な計画としている。 「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図った。計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備した。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-7(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都資源循環・ 廃棄物処理計画 (平成28年3月)	・資源ロスの削減 ・エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化） ・廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 ・健全で信頼される静脈ビジネスの発展 ・災害廃棄物対策	・配管ピットが不要な範囲にマットスラブを採用し、掘削土量を抑制した。 ・フィールド床付レベルを高くすることで、掘削残土の縮減を図った。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土については、一部を計画地内の埋戻し土等に利用した。 ・建設発生土を場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認の上、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行った。 ・建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行った。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、全量を種類別に再資源化施設に搬出し、再資源化を図った。建設廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。 ・新宿区の分別方法に従い、古紙（段ボールを含む。）、びん、缶、ペットボトルは、資源として分別回収を行う計画としている。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用するよう努めた。 ・基礎底盤に高炉セメントを採用する他、建物の内外部に積極的に木材を使用し、選定する木材は、森林認証を得た森林から調達を行った。
東京都気候変動対策方針 (平成19年6月)	・企業のCO₂削減を強力に推進 ・家庭のCO₂削減を本格化 ・都市づくりでCO₂削減をルール化 ・自動車交通でのCO₂削減を加速 ・各部門の取組を支える都独自の仕組みを構築	・熱源は、環境性能などから電気・ガス熱源のミックス方式を採用した。一方で防災性能が求められる空調室には、常用発電機による保安電源で運転可能な空冷ヒートポンプエアコンを採用（一部にGHP採用）した。 ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、屋根先端に建材一体型高効率結晶系シーソー太陽電池モジュールを設置し、発電した電力を本施設のベース電力として利用する計画としている。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-7(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京の都市づくり ビジョン (平成21年7月)	・低炭素型都市への転換 ・歴史と文化を生かした都市空間の形成	・熱源は、環境性能などから電気・ガス熱源のミックス方式を採用した。一方で防災性能が求められる空調室には、常用発電機による保安電源で運転可能な空冷ヒートポンプエアコンを採用（一部にGHP採用）した。 ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、屋根先端に建材一体型高効率結晶系シーソー太陽電池モジュールを設置し、発電した電力を本施設のベース電力として利用する計画としている。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	・コンクリート塊等を活用する ・建設発生木材を活用する ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する ・建設グリーン調達を推進する ・建築物等を長期使用する ・戦略を支える基盤を構築する ・島の建設リサイクルを推進する	・配管ピットが不要な範囲にマットスラブを採用し、掘削土量を抑制した。 ・フィールド床付レベルを高くすることで、掘削残土の縮減を図った。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土については、一部を計画地内の埋戻し土等に利用した。 ・建設発生土を場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認の上、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行った。 ・建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行った。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、全量を種類別に再資源化施設に搬出し、再資源化を図った。建設廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用するよう努めた。 ・基礎底盤に高炉セメントを採用する他、建物の内外部に積極的に木材を使用し、選定する木材は、森林認証を得た森林から調達を行った。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-7(8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
新宿区基本構想 (平成19年12月)	・持続可能な都市と環境を創造するまち	・熱源は、環境性能などから電気・ガス熱源のミックス方式を採用した。一方で防災性能が求められる空調室には、常用発電機による保安電源で運転可能な空冷ヒートポンプエアコンを採用（一部にGHP採用）した。 ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、屋根先端に建材一体型高効率結晶系シーソー太陽電池モジュールを設置し、発電した電力を本施設のベース電力として利用する計画としている。
新宿区総合計画 (平成19年12月)	・環境への負荷を少なくし、みらいの環境を創るまち ◆資源循環型社会の構築 ◆地球温暖化対策の推進	・配管ピットが不要な範囲にマットスラブを採用し、掘削土量を抑制した。 ・フィールド床付レベルを高くすることで、掘削残土の縮減を図った。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土については、一部を計画地内の埋戻し土等に利用した。 ・建設発生土を場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認の上、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行った。 ・建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行った。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、全量を種類別に再資源化施設に搬出し、再資源化を図った。建設廃棄物は、運搬・処分許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。 ・新宿区の分別方法に従い、古紙（段ボールを含む）、びん、缶、ペットボトルは、資源として分別回収を行う計画としている。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用するよう努めた。 ・基礎底盤に高炉セメントを採用する他、建物の内外部に積極的に木材を使用し、選定する木材は、森林認証を得た森林から調達を行った。 ・熱源は、環境性能などから電気・ガス熱源のミックス方式を採用する計画としている。一方で防災性能が求められる空調室には、常用発電機による保安電源で運転可能な空冷ヒートポンプエアコンを採用（一部にGHP採用）した。 ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、屋根先端に建材一体型高効率結晶系シーソー太陽電池モジュールを設置し、発電した電力を本施設のベース電力として利用する計画としている。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4. 2-7(9) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
新宿区総合計画 (平成19年12月)	・都市を支える豊かな水と緑を創造するまち ◆水とみどりの環の形成 ◆みどりを残し、まちへ広げる	・計画地の「大地の杜」の東側の自然地盤部分には、浸透トレンチ等を設置することにより地下水涵養能を確保した。 ・雨水流出抑制計画書を新宿区に提出し、浸透と貯留による方法で抑制対策を行うこととした。 ・水の有効利用促進要綱に基づき、雑用水利用・雨水浸透計画書を提出した。雑用水利用施設及び雨水浸透施設の計画、構造、管理等については、関係法令等の規定に従い適正に行った。 ・植栽散水への水源として計画地の「大地の杜」の東側1箇所に井戸を設置（取水深度：約100m、揚水量：平均10m³/日、最大20m³/日）し、揚水量及び掘削深さの制限内の周辺の水環境に悪影響を与えない範囲で井水を使用する計画としている。散水された水は、浸透し、再び地下へと循環させる計画としている。 ・計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹木の一部を保存した。 ・新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行った。 ・施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況であるが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、新国立競技場（オリンピックスタジアム）の緑化樹として活用した。 ・既存樹移植により現状の植物相及び植物群落の保全を図るとともに、地上部緑化等により約24,000m²の緑化を行った。 ・樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としている。 ・計画地内に整備する人工地盤上には、既存樹のうち活着の良い落葉樹を中心として移植した。 ・聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出、広いオープンスペースの南側は、大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出した。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4.2-7(10) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
新宿区総合計画 (平成19年12月)	・歴史と自然を継承した美しいまち ◆地域特性に応じた景観の創出・誘導	・最大6万人収容可能な観客席をコンパクトに配置し、フラットな屋根架構により建物高さを約47mとし、周辺の景観に調和するよう配慮した。 ・最外周柱の最上部を内側に傾斜させて、周辺の圧迫感を軽減した。 ・日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とした。 ・屋根の庇や軒庇の見上げ部は全周を連続した縦格子で仕上げた。外壁を「面」ではなく「線」で構成することにより、「和」を想起させる繊細な陰影が周囲の木々に溶け込み、長大な屋根や壁面による圧迫感を軽減させた。 ・軒庇の連続した縦格子により、日本建築の要素である垂木を想起させる外観を形成した。水平方向にも高さ方向にも展開した「繰り返し」の構成により、日本らしさをより強調した。 ・外周の低層部は水平に伸びる軒庇と鉛直柱の構成とし、軸組によって生まれた、陰影のある印象的な日本らしい外観とした。 ・各軒庇上部にはブランターを配置し、日本の野草など四季を感じることが可能な計画としている。 ・「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図った。計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備した。
新宿区第二次環境基本計画 (平成25年2月)	・自然とのふれあいの場の創出 ・都市生活の快適性の確保	・計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能することとした。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地を整備し、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークを創出した。 ・計画建築物5階には、計画地内の南北2箇所からエスカレーター（1～4階）及び階段（1～5階）、またはエレベーターで行き来できる空中庭園「空の杜」として、彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空間を整備する計画としている。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮した。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4.2-7(11) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
新宿区第二次環境基本計画 (平成25年2月)	・自然とのふれあいの場の創出 ・都市生活の快適性の確保	・「せせらぎ」により水景を創出し、渋谷川の記憶を継承した。「せせらぎ」には、モミジ等の植栽により四季を演出し、せせらぎ沿いに水生植物を植栽する等、彩り豊かな里庭として自然と親しむ憩いの空間を創出した。 ・計画地内は、外構部に緑地、水面、保水性舗装及びウォーターミストの設置等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行った。
	・3Rの推進 ・ごみの適正処理	・配管ピットが不要な範囲にマットスラブを採用し、掘削土量を抑制した。 ・フィールド床付レベルを高くすることで、掘削残土の縮減を図った。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土については、一部を計画地内の埋戻し土等に利用した。 ・建設発生土を場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認の上、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行った。 ・建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行った。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、全量を種類別に再資源化施設に搬出し、再資源化を図った。建設廃棄物は、運搬・処分許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。 ・新宿区の分別方法に従い、古紙(段ボールを含む。)、びん、缶、ペットボトルは、資源として分別回収を行う計画としている。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用するよう努めた。 ・基礎底盤に高炉セメントを採用する他、建物の内外部に積極的に木材を使用し、選定する木材は、森林認証を得た森林から調達を行った。
	・創エネの推進 ・地域エネルギーマネジメント構築の促進 ・地球温暖化対策の推進 ・ヒートアイランド対策の推進	・熱源は、環境性能などから電気・ガス熱源のミックス方式を採用した。一方で防災性能が求められる空調室には、常用発電機による保安電源で運転可能な空冷ヒートポンプエアコンを採用（一部にGHP採用）した。 ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、屋根先端に建材一体型高効率結晶系シーソー太陽電池モジュールを設置し、発電した電力を本施設のベース電力として利用する計画としている。 ・計画地内は、外構部に緑地、水面、保水性舗装及びウォーターミストの設置等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行った。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4.2-7(12) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
新宿区みどりの基本計画 (平成21年2月)	みどりとうるおいのある環境都市“新宿”の実現を目指す	- 計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹木の一部を保存した。 - 新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行った。 - 施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況であるが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、新国立競技場（オリンピックスタジアム）の緑化樹として活用した。 - 既存樹移植により現状の植物相及び植物群落の保全を図るとともに、地上部緑化等により約24,000m²の緑化を行った。 - 樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としている。 - 計画地内に整備する人工地盤上には、既存樹のうち活着の良い落葉樹を中心として移植した。 - 聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出、広いオープンスペースの南側は、大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出する計画としている。
新宿区景観まちづくり計画 新宿区景観形成ガイドライン (平成27年3月) 新宿区景観まちづくり計画 追記編 (平成28年4月)	- 聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する - 周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる	- 最大6万人収容可能な観客席をコンパクトに配置し、フラットな屋根架構により建物高さを約47mとし、周辺の景観に調和するよう配慮した。 - 最外周柱の最上部を内側に傾斜させて、周辺の圧迫感を軽減した。 - 日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とした。 - 屋根の庇や軒庇の見上げ部は全周を連続した縦格子で仕上げた。外壁を「面」ではなく「線」で構成することにより、「和」を想起させる繊細な陰影が周囲の木々に溶け込み、長大な屋根や壁面による圧迫感を軽減させた。 - 軒庇の連続した縦格子により、日本建築の要素である垂木を想起させる外観を形成した。水平方向にも高さ方向にも展開した「繰り返し」の構成により、日本らしさをより強調した。 - 外周の低層部は水平に伸びる軒庇と鉛直柱の構成とし、軸組によって生まれた、陰影のある印象的な日本らしい外観とした。 - 各軒庇上部にはプランターを配置し、日本の野草など四季を感じることが可能な計画としている。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4.2-7(13) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
新宿区景観まちづくり計画 新宿区景観形成ガイドライン （平成27年3月） 新宿区景観まちづくり計画 追記編 （平成28年4月）	・聖徳記念絵画館の広大な眺めを保全する ・周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる	・「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図った。計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備した。
新宿区一般廃棄物処理基本計画《平成25年度改訂版》 （平成25年3月）	・ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す ・環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する	・新宿区の分別方法に従い、古紙（段ボールを含む）、びん、缶、ペットボトルは、資源として分別回収を行う計画としている。
渋谷区実施計画2016 ～誰もが安心して住み続けられるまち しぶや～ （平成28年2月）	・地域防災力の向上 ・帰宅困難者対策 ・災害に強いまちづくり	・建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に準拠する耐震基準・防火基準を満たした。 ・災害時の避難経路も全体避難時間が15分以内となる計画としている。 ・緊急時の観客の避難経路は基本的に自席へのアクセスルートと一致させた計画としている。
	・魅力ある都市の再生 ・資源循環型社会の実現に向けて	・計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能することとした。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地を整備し、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークを創出した。 ・計画建築物5階には、計画地内の南北2箇所からエスカレーター（1～4階）及び階段（1～5階）、またはエレベーターで行き来できる空中庭園「空の杜」として、彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空間を整備する計画としている。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、周囲の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮した。 ・「せせらぎ」により水景を創出し、渋谷川の記憶を継承した。「せせらぎ」には、モミジ等の植栽により四季を演出し、せせらぎ沿いに水生植物を植栽する等、彩り豊かな里庭として自然と親しむ憩いの空間を創出した。 ・配管ピットが不要な範囲にマットスラブを採用し、掘削土量を抑制した。 ・フィールド床付レベルを高くすることで、掘削残土の縮減を図った。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4.2-7(14) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
渋谷区実施計画 2016 ～誰もが安心して 住み続けられるま ち しぶや～ (平成28年2月)	- 魅力ある都市の再生 - 資源循環型社会の実現に向けて	- 掘削工事等に伴い発生する建設発生土については、一部を計画地内の埋戻し土等に利用した。 - 建設発生土を場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認の上、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行った。 - 建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行った。 - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 - 建設廃棄物の分別を徹底し、全量を種類別に再資源化施設に搬出し、再資源化を図った。建設廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 - コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。 - 新宿区の分別方法に従い、古紙(段ボールを含む。)、びん、缶、ペットボトルは、資源として分別回収を行う計画としている。 - 建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用するよう努めた。 - 基礎底盤に高炉セメントを採用する他、建物の内外部に積極的に木材を使用し、選定する木材は、森林認証を得た森林から調達を行った。
渋谷区環境基本計画	- 豊かな緑、美しい都市景観、歴史の継承 ◆緑の中に見え隠れするまち ◆身近な場所で野生生物とふれあえるまち ◆健全に水が循環するまち	- 計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹木の一部を保存した。 - 新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行った。 - 施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況であるが、樹木調査の結果に従って移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、新国立競技場（オリンピックスタジアム）の緑化樹として活用した。 - 既存樹移植により現状の植物相及び植物群落の保全を図るとともに、地上部緑化等により約24,000m²の緑化を行った。 - 樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木を保存、移植利用を積極的に行い、周辺のみどりの景観との調和を図った。また、植栽により将来的に大きくボリュームある緑の創出を図る計画としている。 - 計画地内に整備する人工地盤上には、既存樹のうち活着の良い落葉樹を中心として移植した。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4.2-7(15) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
渋谷区環境基本計画	・豊かな緑、美しい都市景観、歴史の継承 ◆緑の中に見え隠れするまち ◆身近な場所で野生生物とふれあえるまち ◆健全に水が循環するまち	・聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出、広いオープンスペースの南側は、大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出する計画としている。 ・計画地の「大地の杜」の東側の自然地盤部分には、浸透トレンチ等を設置することにより地下水涵養能を確保した。 ・雨水流出抑制計画書を新宿区に提出し、浸透と貯留による方法で抑制対策を行うこととした。 ・水の有効利用促進要綱に基づき、雑用水利用・雨水浸透計画書を提出する。雑用水利用施設及び雨水浸透施設の計画、構造、管理等については、関係法令等の規定に従い適正に行う計画としている。 ・植栽散水への水源として計画地の「大地の杜」の東側1箇所（約10m³/日、最大20m³/日）に井戸を設置（取水深度：約100m、揚水量：平均10m³/日、最大20m³/日）し、揚水量及び掘削深さの制限内の周辺の水環境に悪影響を与えない範囲で井水を使用する計画としている。散水された水は、浸透し、再び地下へと循環させる計画としている。 ・計画地にはペDESTリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能することとした。また、既存樹の移植も含めた緑豊かな歩道状空地を整備し、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークを創出した。 ・計画建築物5階には、計画地内の南北2箇所からエスカレーター（1～4階）及び階段（1～5階）、またはエレベーターで行き来できる空中庭園「空の杜」として、彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空間を整備した。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮した。 ・「せせらぎ」により水景を創出し、渋谷川の記憶を継承した。「せせらぎ」には、モミジ等の植栽により四季を演出し、せせらぎ沿いに水生植物を植栽する等、彩り豊かな里庭として自然と親しむ憩いの空間を創出した。
	・さわやかな空気、静けさ、安心 ◆公害がなく、快適に生活できるまち	・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用した。 ・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置した。 ・燃料には排気ガス中の汚染物質濃度が低い都市ガスをを用いる計画としている。 ・低騒音型建設機械の採用に努めた。 ・規制速度を遵守した。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4.2-7(16) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
渋谷区環境基本計画	・資源とエネルギーの循環型社会 ◆ごみの発生抑制、資源のリサイクルに努めるまち ◆省エネルギーに努め、新エネルギーを積極的に利用するまち	・配管ピットが不要な範囲にマットスラブを採用し、掘削土量を抑制した。 ・フィールド床付レベルを高くすることで、掘削残土の縮減を図った。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土については、一部を計画地内の埋戻し土等に利用した。 ・建設発生土を場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認の上、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行った。 ・建設汚泥については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行った。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、全量を種類別に再資源化施設に搬出し、再資源化を図った。建設廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。 ・新宿区の分別方法に従い、古紙（段ボールを含む。）、びん、缶、ペットボトルは、資源として分別回収を行う計画としている。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、適用品目を利用するよう努めた。 ・基礎底盤に高炉セメントを採用する他、建物の内外部に積極的に木材を使用し、選定する木材は、森林認証を得た森林から調達を行った。 ・熱源は、環境性能などから電気・ガス熱源のミックス方式を採用した。一方で防災性能が求められる空調室には、常用発電機による保安電源で運転可能な空冷ヒートポンプエアコンを採用（一部にGHP採用）した。 ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、屋根先端に建材一体型高効率結晶系シーソー太陽電池モジュールを設置し、発電した電力を本施設のベース電力として利用する計画としている。 ・計画地内は、外構部に緑地、水面、保水性舗装及びウォーターミストの設置等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行った。

4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容

表4.2-7(17) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
渋谷区景観計画 （平成25年3月） 渋谷区景観形成ガイドライン （平成25年3月）	・地形の特性を活かした景観形成 ・緑、河川等の自然の特性を生かした景観形成 ・歴史・文化の特性を活かした景観形成 ・都市における賑い・交流空間の特性を活かした景観形成	・最大6万人収容可能な観客席をコンパクトに配置し、フラットな屋根架構により建物高さを約47mとし、周辺の景観に調和するよう配慮した。 ・最外周柱の最上部を内側に傾斜させて、周辺の圧迫感を軽減した。 ・日本の伝統的な建築を想起させる、連続する軒庇の水平ラインと深い陰影によって、周辺の木々と調和した外観とした。 ・屋根の庇や軒庇の見上げ部は全周を連続した縦格子で仕上げた。外壁を「面」ではなく「線」で構成することにより、「和」を想起させる繊細な陰影が周囲の木々に溶け込み、長大な屋根や壁面による圧迫感を軽減させた。 ・軒庇の連続した縦格子により、日本建築の要素である垂木を想起させる外観を形成した。水平方向にも高さ方向にも展開した「繰り返し」の構成により、日本らしさをより強調した。 ・外周の低層部は水平に伸びる軒庇と鉛直柱の構成とし、軸組によって生まれた、陰影のある印象的な日本らしい外観とした。 ・各軒庇上部にはプランターを配置し、日本の野草など四季を感じることが可能な計画としている。 ・「大地の杜」として、周囲の多様なみどりの景観に合わせ、聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出（「深緑の杜」）、広いオープンスペースの南側は大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎え入れる空間を創出（「大樹の里庭」）、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出（「水辺の里庭」）することで周囲の多様な景観との調和を図った。計画建築物5階には、「大地の杜」と行き来できる「空の杜」として、彩りある草花、花木を連続させ、計画地の原風景のおおらかさを想起させる空中の庭園を整備した。
渋谷区一般廃棄物処理基本計画 （平成28年3月）	・リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革 ・リデュースの推進 ・リユースの推進 ・リサイクルの推進 ・事業者に対する指導の強化 ・適正処理の推進	・古紙（段ボールを含む。）、びん、缶、ペットボトルは、資源として分別回収を行う計画としている。

4.3 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の策定に至った経過

計画地が隣接する明治神宮外苑は、大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有している。また、1964年の東京オリンピックの主会場となった旧国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区である。「2020年の東京」（平成23年12月 東京都）によると神宮地区は、旧国立霞ヶ丘競技場の国による建替えにより、「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会」では、再びメインスタジアムになることが期待されるとしている。

2011年6月24日に公布されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）では、国際競技大会等の開催のために必要な施策を講ずることが国の役割として明記されており、2012年度文部科学省予算において、建築後すでに50年以上が経過し、老朽化している旧国立霞ヶ丘競技場の改築に向けた調査費が計上されている。また、スポーツ基本法の規定に基づき策定された「スポーツ基本計画」（平成24年3月 文部科学省）においては、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、旧国立霞ヶ丘競技場の施設の整備・充実等を行い、オリンピック・ワールドカップ等大規模な国際競技大会の招致・開催に対して支援すると記載されている。

また、本事業の都市決定権者である東京都は、2013年2月25日～3月11日に本事業の都市計画案の公告・縦覧を行い、2013年5月17日の東京都都市計画審議会の答申に基づき、2013年6月17日「神宮外苑地区地区計画」として都市計画決定した。

なお、「東京都長期ビジョン」（平成26年12月 東京都）では、「都市戦略6 世界をリードするグローバル都市の実現」として東京のポテンシャルを最大限に引き出す開発プロジェクト等を推進することとされ、その中で、神宮外苑地区は、新国立競技場（オリンピックスタジアム）の建設を契機として大規模スポーツ施設の更新を促進し、これらの施設を中心に多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点形成を推進することが掲げられた。

5. 調査結果の概略

本フォローアップ調査は、開催前の時点における大気等、土壌、水環境、騒音・振動、日影、自然との触れ合い活動の場、史跡・文化財、水利用、廃棄物、エコマテリアル、土地利用、地域分断、移転、安全、消防・防災、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全の調査結果である。調査結果の概略は、表 5-1 (1)～(5) に示すとおりである。

表 5-1 (1) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
1. 大気等	ア. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の予測結果は、年平均値であるのに対し、フォローアップ調査結果は期間平均値であるために単純な比較はできないが、フォローアップ調査における二酸化窒素の期間平均値は 0.017～0.022ppm であり、予測結果と概ね同様であったと考えられる。 二酸化窒素に係る環境基準は、日平均値の年間 98% 値によって判断されるものであることから、フォローアップ調査結果を単純に環境基準と比較することはできないが、フォローアップ調査における日平均値最大値は 0.027～0.034ppm であり、予測結果を下回っていた。なお、フォローアップ調査結果は、環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）を下回っていた。 二酸化窒素のフォローアップ期間中の一般環境大気測定局における期間平均値は 0.016ppm であり、評価書において設定したバックグラウンド濃度（0.019ppm）に比べて低い値となっていた。 一般車両を含めた断面交通量については、評価書において設定した断面交通量より 2～3 割程度増加していた。なお、工事用車両台数に関しては、作業間連絡会議時にあらかじめ台数及び時間帯の調整を行う等平準化に努めたことにより、工事用車両台数は大型車、小型車ともに評価書で設定した台数を下回っており、また、各断面における工事用車両台数も、評価書において設定していた断面交通量より 30～60% 程度減少していたことから、工事用車両による影響は低減されているものと考ええる。 浮遊粒子状物質については、フォローアップ調査期間中の一般環境大気測定局における期間平均値が二酸化窒素と同様に評価書におけるバックグラウンド濃度を下回っていたこと、フォローアップ調査地点における工事用車両台数が評価書で設定した台数を下回っていたことを踏まえると、二酸化窒素と同様の傾向を示すものと考えられる。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度に及ぼす影響は少ないものと考ええる。 イ. 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の予測結果は、年平均値であるのに対し、フォローアップ調査結果は期間平均値であるため単純な比較はできないが、二酸化窒素はフォローアップ調査結果が予測結果を下回っており、浮遊粒子状物質はフォローアップ調査結果と予測結果が同程度であった。 フォローアップ調査結果と予測結果の単純な比較はできないものの、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともにフォローアップ調査結果が予測結果を下回っていた。また、フォローアップ調査結果は、環境基準も下回っていた。 フォローアップ調査では、予測時点で設定していた SMW 重機などの稼働はなかったものの、設定していなかった基礎工事による杭打機、ブルドーザ等の稼働が確認された。稼働台数は、予測時点の 42 台に対して 121 台と増加していた。 二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともにフォローアップ調査が低い値となっていた。 以上のとおり、フォローアップ調査における建設機械台数は増加していたものの、排出ガス対策型建設機械（第 2 次、第 3 次基準）の利用を行うことなどにより、フォローアップ調査結果は評価書における予測結果と同程度ないし下回っていることから、建設機械の稼働に伴う著しい影響はないと考える。
2. 土壌	ア. 土壌汚染物質（濃度、状況等）の変化の程度並びに地下水及び大気への影響の可能性の有無 計画地は、土地の改変に先立ち、土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第 117 条に基づく手続き、調査が行われた。計画地の一部区域は、「形質変更時要届出区域」に指定されたが、工事に先立ち、汚染の除去を実施済みであり、指定は解除されている。また、工事中に新たな汚染土壌は確認されなかった。 以上のことから、予測結果に対しフォローアップ調査結果は概ね一致していると考えられる。

表 5-1 (2) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
3. 水循環	ア. 地下水涵養能の変化の程度 フォローアップ調査では、評価書における予測結果に比べて、敷地面積が縮小したことから雨水流出抑制対策必要量も減少している。 フォローアップ調査における雨水流出抑制対策量は、雨水浸透施設浸透量と雨水貯留施設貯留量により確保し、評価書における予測結果と同様に地下水涵養能を確保するとともに、必要な抑制対策量を確保した。 以上のことから、土地の改変に伴う雨水流出量を抑制できるとともに、地下水涵養が図れることから、予測結果と同様に雨水流出抑制量の確保及び「地下水の涵養能の現状を悪化させないこと」を満足するものとする。 イ. 地下水の水位及び流動の変化の程度 工事の実施にあたっては、山留壁として遮水性の高いSMWを採用し、周辺地下水位の低下等に配慮した。基礎工事に当たっては、ディープウェル工法により、地下水の揚水を実施したことから、地下工事期間中は一時的な地下水位の低下が認められたが、リチャージウェル工法を行ったことなどにより、地下工事終了後には地下水位は回復した。 以上のことから、予測結果と同様に「地下水等の現状を悪化させないこと」を満足するものとする。
4. 騒音・振動	ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 道路交通騒音レベルの予測結果は、64～66dB、フォローアップ調査結果は、64～67dBであり、フォローアップ調査結果は予測結果と同程度であった。また、フォローアップ調査結果は環境基準を下回った。 一般車両を含めた断面交通量については評価書において設定していた断面交通量より2～3割程度増加していた。なお、工事用車両台数に関しては、作業間連絡会議時にあらかじめ台数及び時間帯の調整を行う等平準化に努めたことにより、工事用車両台数は大型車、小型車ともに評価書で設定した台数を下回っており、また、各断面における工事用車両台数も、評価書において設定していた断面交通量より30～60％程度減少していた。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音に及ぼす影響は低減できているものとする。 イ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 道路交通振動レベルの予測結果は、昼間 35～48dB、夜間 31～47dBであり、フォローアップ調査結果は、昼間 38～51dB、夜間 32～49dBであり、フォローアップ調査結果が予測結果を3dB程度上回っている地点が確認された。なお、フォローアップ調査結果は規制基準を下回っていた。 「ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」に示したとおり、一般車両を含めた断面交通量は増加していたものの、工事用車両台数は大型車、小型車ともに評価書で設定した台数を下回っていた。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動に及ぼす影響は低減できているものとする。 ウ. 建設機械の稼働に伴う騒音 建設作業騒音レベルの予測結果は65dB、フォローアップ調査結果は61dBであり、フォローアップ調査結果は勧告基準値及び予測結果を下回った。また、フォローアップ調査では、予測時点では設定していなかった基礎工事による杭打機、ブルドーザ等の稼働が確認され、予測時点に比べて稼働台数は多かった。 フォローアップ調査時における建設機械の稼働台数は予測時に比べ多いものの、建設作業騒音レベルが予測結果を下回った要因としては、フォローアップ調査時には、騒音レベルの高い建設機械は計画地東側に多く配置されていたが、建設機械は、予測時に比べて、計画地全体に分散して稼働していたことや低騒音型建設機械の利用などによるものと考えられる。 以上のとおり、フォローアップ調査における建設機械台数は増加していたものの、フォローアップ調査結果は評価書における予測結果を下回っていることから、建設機械の稼働に伴う著しい影響はないと考える。 エ. 建設機械の稼働に伴う振動 建設作業振動の予測結果は57dB、フォローアップ調査結果は57dBであり、フォローアップ調査結果は勧告基準値を下回り、予測結果と同程度であった。また、フォローアップ調査では、予測時点では設定していなかった基礎工事による杭打機、ブルドーザ等の稼働が確認され、予測時点に比べて稼働台数は多かった。 以上のとおり、フォローアップ調査における建設機械台数は増加していたものの、フォローアップ調査結果は評価書における予測結果と同程度であることから、建設機械の稼働に伴う著しい影響はないと考える。

表 5-1(3) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
5. 日影	ア. 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 特に配慮すべき施設等における日影時間は、概ね予測結果と一致した。 イ. 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 冬至日における日影の範囲、時刻、時間数等は、予測結果と一致した。 ウ. 日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物 冬至日における日照障害が生じる住宅はなく、計画地東側の日影が及ぶ範囲には明治神宮外苑の既存樹木が存在し、予測結果と一致した。
6. 自然との触れ合い活動の場	ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 フォローアップ調査では、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場は改変されるものの、計画地周辺における自然との触れ合い活動の場は維持され、計画地内には新たな自然との触れ合い活動の場が創出されていることを確認した。 以上のことから、予測結果と同様に、自然との触れ合いの活動の場は現況同様に維持されたものとする。 イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 フォローアップ調査では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴うミティゲーションの状況を確認した。工事中においても、周辺の自然との触れ合い活動は継続されていた。 以上のことから、予測結果と同様に、自然との触れ合いの活動の現況は維持されたものとする。 ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 最寄りの駅から計画地までの利用経路は、マウントアップやガードレール等の安全施設との組み合わせにより、歩道と車道が分離されている。また、工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、計画地周囲の一部の歩道では一時的に通行規制を行ったが、適切な迂回路を設定し、一般歩行者の利用経路を確保することにより、自然との触れ合い活動の場への移動経路に及ぼす影響を極力小さくしている。 以上のことから、予測結果と同様に、自然との触れ合いの活動の場までの利用経路に与える影響は低減されているものとする。
7. 史跡・文化財	ア. 文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度 生育地が改変される新宿区天然記念物のシイは適切に移植し、旧国立霞が丘競技場の1964年東京オリンピックのレガシーである記念作品等は、計画地内に再設置される。 以上のことから、予測結果と同様に、文化財等の現状変更等は適切に行われ、周辺地域の文化財等の損傷等は生じないことから、文化財の保存及び管理に支障が生じないものとする。 イ. 文化財等の周辺の環境の変化の程度 新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴い周辺環境に変化が生じるが、計画地内で適切に移植し、管理が行われている。計画地周辺に位置する聖徳記念絵画館等の文化財は、いずれも土地の改変や樹木の伐採等による周辺環境の変化は生じなかった。 以上のことから、予測結果と同様に、文化財等の保存及び管理に支障が生じないものとする。 ウ. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 計画地内の既知の埋蔵文化財包蔵地については、改変する工事に先立ち、2013年～2015年に、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じた。なお、埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲において、工事中に新たな埋蔵文化財は確認されなかった。 以上のことから、予測結果と同様に、埋蔵文化財包蔵地の確認及び保存に支障はなく、文化財等の保存及び管理に支障が生じないものとする。 エ. 文化財等の保護・保全対策の程度 事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じなかった。 また、事業実施による建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う振動については、騒音・振動の影響を極力低減するための建設機械や施工方法の採用等により、その影響は生活環境の保全の目標を満足した。 以上のことから、予測結果と同様に、計画地周辺の文化財等に与える影響は少なく、文化財等の保存及び管理に支障が生じないものとする。 オ. 文化財等の回復の程度 新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴い周辺環境に変化が生じるが、計画地内で適切に移植され、管理が行われている。また、1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、計画地内に再設置した。 以上のことから、予測結果と同様に、文化財等の保存及び管理に支障が生じないものとする。

表 5-1(4) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
8. 水利用	ア. 水の効率的利用への取組・貢献の程度 年間水使用量のフォローアップ調査結果は、79,210m³/年であり、評価書における予測結果（104,548m³/年）に比べて、約73%となっている。 年間水使用量に占める上水使用割合は、フォローアップ調査で約56%であり、予測結果の約64%に比べて少なくなっている。フォローアップ調査においては上水に代わり循環利用水（中水）及び雨水の利用割合が増加しており、水の効率的利用が進められている。 また、節水の取組として、節水型トイレ、自動水栓等の設置を確認した。これらの取組は「水の有効利用促進要綱（東京都）」や「雨水の利用の促進に関する法律」の趣旨等に合致している。 以上のことから、予測結果に比べてより水の効率的利用の取組が図られたものと考ええる。
9. 廃棄物	ア. 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等 建設発生土の発生量は、458,765m³であり、評価書における予測結果を下回った。なお、建設発生土は利根川河川敷や再利用の目的があるストックヤード等に搬入され再利用率は約85%であり、評価書における再利用率を下回っていた。再利用されなかった建設発生土については、土捨場・残土処分場において適正に処分された。 建設汚泥の発生量は、45,265tであり、評価書における予測結果に比べて約4倍となっていた。なお、発生した建設汚泥の全量が場外に搬出され再資源化され、再資源化率は100%であった。 フォローアップ調査における建設廃棄物の発生量は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず、金属くず及びその他において評価書における発生量を大きく上回っていた。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず及び金属くずは、工事用の仮設や周辺環境への環境改善の取組のため、評価書における発生量を大きく上回る量が発生した。 なお、コンクリート塊は破碎後、再生路盤材等、アスファルト・コンクリート塊は再生路盤材等、木くずは原料チップ、金属くずは再生金属、廃プラスチックは再生プラスチック原料等、紙くずは製紙原料等に再資源化された。 建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物ともに予測結果に対して増減はあるものの、建設発生土については可能な限り再利用に努めた結果、再利用率約85%、約9割が再利用され、建設汚泥及び建設廃棄物については全量が再資源化された。 以上のことから、施設の建設に伴う廃棄物は、適正に処理・処分されているものと考ええる。
10. エコマテリアル	ア. エコマテリアルの利用状況等 建設工事に当たっては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等（再生加熱アスファルト混合物、再生骨材等）の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることにより、エコマテリアルの利用が図られた。 以上のことから、予測結果と同様に、エコマテリアルの利用への取組・貢献は図られていると考える。
11. 土地利用	ア. 自然地の改変・転用の有無及びその程度 本事業の実施に伴い、自然地の改変はなく、宿泊・遊興施設、事務所建築物、道路が、それぞれスポーツ施設と公園・運動場等に変更になった。 公園・運動場等の公園施設（樹木等）については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に地表公園が整備される予定である。 以上のことから、予測結果と同様に、東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している土地利用に関する目標、方針等との整合が図られているものと考ええる。
12. 地域分断	ア. 生活動線（特に歩行者動線）の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度 事業の実施に伴い、旧国立霞が丘競技場の南側道路が一体整備されたが、計画建築物の周囲には自由に通り抜けられる通路空間を整備し、バリアフリーで計画地全体にわたり回遊性のあるネットワークを創出できたものと考えられる。 以上のことから、予測結果と同様に、周辺地域住民の主たる生活動線や周辺のスポーツ施設等と一体的に利用する環境の分断はないものと考ええる。
13. 移転	ア. 対象地及びその周辺の土地における施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度 本事業の施設整備に伴い、旧日本青年館は予定した移転先に移転された。 以上のことから、予測結果と同様に、日本青年館は良好な移転先に移転したものと考ええる。

表 5-1 (5) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
14. 安全	ア. 危険物施設等からの安全性の確保の程度 計画地周辺の危険物施設等は消防法等の法令等に基づき適切に維持管理され、計画地周辺の明治神宮外苑は、避難場所に指定されている。計画建築物では、非常用発電機用の燃料は安全性の高い地下埋設型のタンクを設置した。 以上のことから、予測結果と同様に、東京都等が定めた地域防災に係る計画等の中で当該地域に設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られているものと考える。 イ. 移動の安全のためのバリアフリー化の程度 計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、東京都福祉のまちづくり条例及びTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに基づき、施設内ではバリアフリー化を図った。 以上のことから、予測結果と同様に、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画等の中で当該地域に設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られているものと考える。 ウ. 電力供給の安定度 計画建築物では、予備電源、保安用発電機及び非常用発電機を設置した。 以上のことから、予測結果と同様に、受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安の確保がなされているものと考える。
15. 消防・防災	ア. 耐震性の程度 本事業の耐震安全性は、大地震後であっても構造体の大きな補修をすることなく構造物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、構造体の耐震安全性の分類はⅡ類とし、基準を満足する設計とした。 以上のことから、予測結果と同様に、新宿区や東京都等の防災計画等との整合が図られているものと考える。 イ. 防火性の程度 本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び複合用途防火対象物として基準を満足しており、防火性は確保されている。 また、災害時に観客が外部まで安全かつスムーズに避難できる避難計画としている。 以上のことから、予測結果と同様に、施設の防火基準との整合が図られているものと考える。
16. 交通渋滞	ア. 工事用車両の走行に伴う交通渋滞の変化の程度 工事用車両台数が最大となる時期における断面交通量の予測結果とフォローアップ調査結果との比較は、表 8.23-5 に示すとおりである。 フォローアップ調査結果における工事量車両の割合は、予測結果を下回っていることから、工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生や交通流の変化はほとんどないものと考える。
17. 公共交通へのアクセシビリティ	ア. 工事用車両の走行に伴う公共交通へのアクセシビリティの変化の程度 工事用車両の走行にあたっては、出入口に交通整理員を配置するなどのミティゲーションを実施することにより、歩行者の通行への影響を最小限にとどめた。また、計画地周辺では、一時的に通行規制を行ったが、適切な迂回路と交通整理員を配置し、一般歩行者のアクセスルートを確認したことも確認した。 以上のことから、予測結果と同様に、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、計画地へのアクセス性は確保されたものと考える。
18. 交通安全	ア. 工事用車両の走行に伴う交通安全の変化の程度 フォローアップ調査では、工事用車両の走行にあたっては、出入口に交通整理員を配置するなどのミティゲーションを実施することにより、歩行者の安全を確保したことを確認した。また、計画地周囲の一部の歩道では一時的に通行規制を行ったが、適切な迂回路と交通整理員を配置し、一般歩行者の交通安全を確保したことも確認した。 以上のことから、予測結果と同様に、工事用車両の走行に伴う交通安全の変化は小さく、交通安全が確保されたものと考える。